



## コロンビアの外国直接投資展望

Vale Columbia Center に於ける持続可能な国際投資  
現代的な外国直接投資問題視点

No. 80 2012年10月8日

編集長: Karl P. Sauvant (Karl.Sauvant@law.columbia.edu)

編集部部长: Jennifer Reimer (jreimer01@gmail.com)

### 国際投資契約以内の「投資家」として国有実体

Jo En Low\*

国際投資契約<sup>1</sup> (IIA) を 851 つに「投資家」の定義と投資家対国家の紛争解決条項は 2 つ以外に国有実体 (SCE—政府系ファンドと国有企業 (SOE)) がそのような IIA に純粋に民間の補足と投資家として同等の地位のことを明らかにします。

特に、851 つの調べた IIA<sup>2</sup>に：

- IIA の 691 つに「投資家」の定義は所有の焦点ではなく、請負当事者の法律に従って構成したし、組み込まれたし、設立したし、整理した法人かどうかに基づいたから、定義は SCE のことを除外しません。故に、請負当事者の法律に従って設立した SCE は「投資家」が修飾するようになります。

---

\* Jo En Low (jl3742@caa.columbia.edu) はコロンビア大学の法律大学院 (LL.M., 2012年) とニューソウスウェールズ大学 (B.A., LL.B., 2006年) との学院生です。非英語の IIA を調べた援助のことを Loren Anderson, John Coleman, Martin Delaroche, Tomasz Koziel, Rabih Maalouf, と Vera Shikhelman に感謝しています。査読しのことも Stanimir Alexandrov, Mark Feldman, と Thomas Johnson にお礼も言います。この記事で紹介した意見がコロンビアと関係団体の意見と同じではないかもしれません。「コロンビア外国直接投資展望」 (ISSN 2158-3579) は査読し出版します。

<sup>1</sup> 含まれる IIA は 2008年 から 2010年 までに世界の 70% の外国直接投資の流出を占めた国々の二国間投資条約 (BIT) とか、Sovereign Wealth Fund Institute が選べた SWF のトップ 10 (運用資産に基づく) ある国 (例えば、アラブ首長国連邦・UAE) の BIT とか、カナダ、フランス、ドイツ、ノルウェー、米国、イギリスとのモデル BIT とか、投資章がある地域の自由貿易協定 (FTA) の横断面、例えば北米自由貿易協定や東南アジア諸国連合包括投資協定協会とか、少なくとも一つの二国間 FTA の調べた国々は当事者とか、エネルギー検証条約のような多国間協定のことです。

<sup>2</sup> 下の第二類と第三類の IIA は重なるかもしれないから、下のデータは 851 に追加しません。

- IIA の 81 は「投資家」の定義に「国有企業」と政府が所有して制御した実体と含まれるので、SCE も定義を包含します。
- IIA の 52 つには請負当事者の政府と当事者自体が明示的に「投資家」の定義に含みます。そのような IIA は請負当事者を SCE に經由して、投資家として機能することを排除しません。
- そのような実体は主に採算の為に編成しませんとか、金銭上の利得の為に投資を遂行に基づいて、SCE はどれも IIA に「投資家」の定義に除外します。故に、IIA は金銭上の利得を正確に設立しないかもしれない SCE、例えば政府機関や開発資金や金融機関 SCE を失格していないようです。
- 請負当事者の一つの SOE を明示的に除外する IIA は二つしかありません<sup>3</sup>。両方の IIA は 1983 年に結論して、SOE の状態のことをそれ以上に言及していませんでした。
- IIA の 33 つは「投資家」の定義は含んでいません。

ですから、一般的に SCE は投資家対国家の紛争解決の規定を「投資家」として頼ります。特に、観察した IIA の約 78% は状態と他の国の国民の投資紛争解決と条約（ICSID 条約）に従い投資紛争解決国際センター（ICSID）前では投資家対国家紛争解決を許可しますので、主に SCE が「投資家」として ICSID の紛争解決の枠組みに頼ることもあります。

IIA は「投資家」として SCE を包含すると、投資家としての ICSID 枠組みの SCE アクセスは制限するかどうかについて学者の中で討議があります。ICSID 条約のテキストと交渉歴史は SCE が投資家の大分類の立場を明白に包含しません。更に、この問題を扱った少数の ICSID の仲裁決定は明確なガイドラインを SCE が IIA 中に投資家として主張を開始する範囲に関することも樹立しませんでした<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> ドイツとスイスとのパナマ BIT です。

<sup>4</sup> 参照：e.g. *Československa Obchodní Banka, A.S v. スロバキア共和国 ICSID ケース ARB/97/4、管轄についての異議申立ての決定*（1999年5月24日）

もしある学者が提案した通り<sup>5</sup>投資家として ICSID の枠組みを SCE アクセスは制限する場合、SCE が他の紛争解決の方法に使うようになります。SCE に ICSID アクセスを付与する IIA の大半は ICSID 以外の仲裁機関に SCE の投資紛争を付託して、例えば、国際商工会議所、ICSID 条約以外の仲裁規則（例えば、国際通商法に関する国連委員会）も相談できるようになります。

SCE の外国直接投資のレベルを上がって<sup>6</sup>、条約に基づいて投資仲裁も成長するながら、主張者として SCE の含まれる投資紛争はより頻繁に起こるかもしれません。故に、長期的には、ICSID に SCE のアクセス制限が ICSID の制度的意義が減少するようにするでしょう。

記事の中身を翻刻場合、以下に含まれる条件: “Jo En Low 「国際投資契約以内の「投資家」として国有実体」コロンビア外国直接投資展望、No.80、2012年、10月、8日。翻刻する為、Vale Columbia Center に於ける持続可能な国際投資から許可が必要です(www.vcc.columbia.edu).”コピーも Vale Columbia Center に送って下さい(vcc@law.columbia.edu)。

提出する情報を含む詳細について、連絡してください: Vale Columbia Center に於ける持続可能な国際投資、Jennifer Reimer, jreimer01@gmail.com 乃至 jreimer@lyhplaw.com。

Lisa Sachs の管理した Vale Columbia Center に於ける持続可能な国際投資 (VCC –www.vcc.columbia.edu) は Columbia 法科大学院と Columbia 大学との地球研究所合弁です。世界経済の外国直接投資に関連する問題の先駆けを求める為に、VCC の焦点は国際投資法や公共政策の外国直接投資含意の分析と指導です。

#### 最新の外国直接投資展望

- No. 79, Lise Johnson, “Absent from the discussion: The other half of investment promotion,” Columbia FDI Perspectives, September 24, 2012.
- No. 78, Elizabeth Broomfield, “Reconciling IMF rules and international investment agreements: An innovative derogation for capital controls,” Columbia FDI Perspectives, September 10, 2012.
- No. 77, Sandy Walker, “A new economic nationalism? Lessons from the PotashCorp decision in Canada,” Columbia FDI Perspectives, August 27, 2012.
- No. 76, Perrine Toledano and Julien Topal, “A good business reason to support mandatory transparency in extractive industries,” Columbia FDI Perspectives, August 13, 2012.
- No. 75, Alex Berger et al., “Attracting FDI through BITs and RTAs: Does treaty content matter?,” Columbia FDI Perspectives, July 30, 2012.
- No. 74, M Sornarajah, “Starting anew in international investment law,” July 16, 2012.

---

<sup>5</sup> 参照: e.g. Paul Blyschak 「国有企業と国際投資条約: 国有実体と彼らの投資といつ守られますか?」国際関係と国際法律とのジャーナル, 6巻 (2011年、春) 1-52頁—29-34頁; Karl P. Sauvant 編集長、国際投資法律や政策の年鑑2010年から2011年まで (New York: OUP 2011年) 615-637頁に: Mark Feldman 「投資条約の中に国有実体の立場」

<sup>6</sup> UNCTAD、世界投資報告2011年 (Geneva: UNCTAD 2011年) と UNCTAD、IIA 問題メモ, No. 1 (2012年4月)

- No. 73, Lorenzo Cotula, “Law at two speeds: Legal frameworks regulating foreign investment in the global South,” June 29, 2012.
- No. 72, Torfinn Harding and Beata Javorcik, “Roll out the red carpet and they will come: Investment promotion and FDI inflows,” June 18, 2012.
- No. 71, Thomas Jost, “Much ado about nothing? State-controlled entities and the change in German investment law,” June 4, 2012.
- No. 70, Terutomo Ozawa, “FDI, catch-up growth stages and stage-focused strategies,” May 28, 2012.

以前の全て「外国直接投資展望」は <http://www.vcc.columbia.edu/content/fdi-perspectives> に読めます。